平成２８年（フ）第６９６号
仙台市宮城野区福室６丁目16番13号
債務者　木村　綾香
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
茨城県石岡市石岡2183番地１、前住所茨城県石岡市東光台５丁目11番71号　マ・メゾン石岡Ⅰ　101号室
債務者　奥谷　善光
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７号
富山県高岡市駅南１丁目５番５－303号　コタージュ三番館
債務者　三澤　栄太
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１０８号
富山県射水市八幡町２丁目９番55号
債務者　源　　博子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２８７号
岐阜市西改田松の木75番地１（スカイハイツ高橋Ⅰ　101号室）
債務者　清家　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３４号
岐阜市切通６丁目６番23－107号　（長森マンション）
債務者　岡田　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４９号
滋賀県東近江市大森町1293番地１
債務者　武久　尚従
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６７８号
広島県大竹市小方町黒川286番地２
債務者　堀田　貞範
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１８号
広島県大竹市比作3790番地　森脇純一方
債務者　森脇　**靜**男
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９号
福岡県久留米市長門石４丁目９番５－101号
債務者　辻　　良治
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６４７号
北九州市門司区別院１番４－203号
債務者　奥野みゆき
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６４号
北九州市八幡西区御開３丁目31番49号（三洋タウン本城Ｅ棟102号）
債務者　向野千恵子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽846番地７
債務者　中原　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
岩手県一関市花泉町金沢字内ノ目15番地５
債務者　阿部理津子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１８６号
岡山県倉敷市福田町古新田924番地４　ドミールユーＢ101号、前住所岡山県玉野市用吉1338番地
債務者　細川　麻弥
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
岡山県井原市高屋町１丁目３番地４　Ｂ、前住所岡山県井原市高屋町３丁目20番地６
債務者　掛谷　元久
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市上東309番地４　アミール津島Ⅰ－206号室
債務者　吉田　耕造
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係